

論文

北大植民学における内国植民論と社会政策論

——高岡熊雄のドイツ内国植民研究の再検討——

番 匠 健 一*

序論

本稿は、戦前の植民学・農政学者であり、北海道帝国大学の植民学・農政学の体系を確立したとして知られる高岡熊雄の「内国植民」論の検討を目的としている。北海道を「内国植民地」として捉える視点は、戦後の北海道史研究者のなか多くの蓄積があり¹、また近代日本の周辺的な位置におかれてきた沖縄や島嶼地域、そして台湾、樺太、満州、南洋諸島など海外植民地との比較研究も行われ始めている。しかしながら、田中（2000）が述べるように「内国植民地」は概念として十分に熟しておらず、日本近代史における分析概念となっていない。一方では、西川（2006）によって1970年代以降のグローバリゼーションのもとでの新たな支配の形態の分析概念として「国内植民地」²が注目されている。

こうした「内国植民」論への関心が高まるなか、高岡についての戦後の研究では、北海道農業論の系譜を中心に評価がなされ「中農標準化傾向」を先見的に指摘した「中農主義者」として知られるにとどまり、植民学についての研究業績が論じられることは少なかった³。また1982年に編纂された『北大百年史』通説編においても、北海道農政との関係から高岡のドイツ内国植民論が論じられてはいるものの、高岡の植民論自体については、植民地概念の近代的な把握に失敗し、近代の植民地問題に向き合うことをせず北海道開拓論に偏向した、という否定的な評価が下されている⁴。これらの研究では、高岡の「小農保護問題」に関する著作のみが参照され、高岡による膨大な研究の総体はほとんど顧みられていない。

こうした研究動向に対して、横井（1994）による高岡理論の再評価や、『北大百二五年史』所収論文を含む竹野による一連の研究（2003, 2005）によって、北大が関わった植民地の実証研究とともに北大植民学の理論の系譜に関する研究がなされており、高岡理論の再評価も重要な論点として挙げられている。また井上（2003）においては、高岡熊雄こそが戦前、戦中期と北海道大学の植民学を集大成し、学会において、社会において巨大な位置を占めていた人物であると評価されている。

本稿は、こうした北大植民学に関する研究蓄積を参照しつつ、高岡の植民学・農政学に大きな影響を与えたドイツ社会政策学と関連づけながら、「内国植民」が論じられた明治末期から大正期にかけての高岡の著作を中心に検討する。『北大百年史』以降、高岡の農政論・植民論を総合的に論じる研究がでてきているものの、竹野を除き、高岡の植民論についても社会政策として評価する研究が大半であり、高岡理論に内在する民族政策・植民地統治政策の側面は十分に論じられてこなかった⁵。本稿は、高岡の植民論の中心的な概念である「内国植民」を鍵として、高岡理論に内在する「社会政策論」と「民族政策論」の両側面を検討することで、日本帝国が植民地を獲得するにともない植民地の経営に関わっていく高岡の植民論の基本的な論点を明らかにし、北海道などの「内国植民地」と海外植民地の統治をつなぐ知の連続性を考察する基本的な視座を提供することを目的とする。

キーワード：高岡熊雄、内国植民、社会政策学、北大植民学、人口問題

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2005年度入学 生命領域

1 章 札幌農学校の植民学と高岡熊雄

1. 北海道の開拓と札幌農学校の農政学植民学講座

はじめに高岡の経歴についてまとめておく。高岡熊雄は1871年島根県に生まれ、旧制山口中学に進んだ後、札幌農学校では佐藤昌介・新渡戸稲造に学ぶ。札幌農学校卒業後は、同校の研究生、講師を経つつ新渡戸の後任となる。その後1900～1904年にかけてドイツのボン大学、ベルリン大学に留学し、帰国後は教授となり、農政学・植民学の講座を担当。戦前の社会政策学会、日本統計学会、人口学会、農業経済学会などに深く関わりつつ、1942年に大日本拓植学会が設立されると会長に就任している。また北海道農政とも深いつながりを持ち、1909年には札幌区々勢調査を指導し、北海道帝国大学総長と札幌商業会議所の特別議員などを歴任し、北海道や朝鮮などの数多くの産業調査委員を務めており、高岡の兄である高岡直吉は、北海道庁殖民部長や各郡長、札幌市長を歴任している。大学においては、北海道農政論の研究発表のみならず、日本帝国が獲得した各植民地に関する研究を取りまとめる中心人物であった。大政翼賛会協力議長を務めていたため、戦後は公職追放となるが、1950年には北海道総合開発委員会の委員長となっている。以上のように、高岡は北海道や満州などの政策立案の場に関わりつつ、日本が領有する各植民地に対象を広げ膨大な研究を残している。本節では高岡が自身の理論構築する中心の場であった札幌農学校のアカデミズムについて検討する。

札幌農学校では開校初期にはアメリカ出身の教師が多かったこともあり、イギリス・アメリカ風の大農経営・畑作に重点をおく農学が講義されていた。しかし第1期生の佐藤昌介が1883年にアメリカ合衆国に留学し、ジョンズ・ホプキンス大学において経済学者イリーのもとで学んだことにより、1890年代半ばには保護貿易論者のイリーが影響を受けていたドイツ農学や歴史学派経済学の影響が農学校で強くなり、次第に中小農経営と米作に重点をおく農学へと学風が転換している。

札幌農学校では1890年に日本で始めて植民学講座が開設され、佐藤昌介は1890年、1893年、1896年～1904年までの植民学講座を担当している。佐藤の植民論の特徴は、日本の人口過剰と土地の過小から北海道への「内国植民」を主張するものであり、具体的に未耕地に農業移民を送り定着させる方法を議論する「拓殖学」的な側面が強かったことが指摘されている⁶。1895年には、北海道庁より222万坪の土地が払下げされ、農学校に属する農園地は飛躍的に拡大する。その管理には農学部が当たり、農場は直営農場と小作農場に分けて経営された。1890年代は、国有地払下げが大規模に進行し、大地主と小作人の格差が激しくなるとともに、不当な払い下げが激しく弾劾され社会問題化していた時期であった⁷。また国有地払下げの裏には、「国有未開地処分」や「北海道旧土人保護法」として進行したアイヌへの差別と大地の収奪があった。

こうした札幌農学校の規模拡張の背景には、北海道拓殖の行き詰りと、1899年に「実業学校令」の制定を節目とする日清戦争から日露戦争にかけての政府の実業教育機関整備拡張の動きがあった。佐藤は、日露戦争後の地方改良運動には消極的で、むしろ戦後復興の施策としては北海道への植民に加えて、満韓への海外移民を論じている。

2. 農政学植民学の体系化と高岡熊雄

札幌農学校において佐藤昌介を引き継ぎ、「内国植民」の議論を体系化したのが高岡熊雄である。高岡は、ドイツ留学から帰国した翌年1905年以降、札幌農学校、東北帝国大学農科大学、北海道帝国大学と、1920年代半ばまで続けて農政学植民学講座を担当している⁸。ここでは高岡のドイツ留学前後から1920年代にかけての初期の高岡の研究から、高岡の農政植民論の理論構造を論じる。

高岡の初期の著作である『北海道農論』（1900年）では、ヴィルヘルム・ロッシャーの『農業経済論』を引きつつ、大中小農の定義をおこなっている。この著作は、北海道農会からの委託研究であり、その背景には1897年の北海道庁長官による「北海道における大中小農の適度」を確定するための要請があった。ここでの要点は、「土地所有面積」と「農業経営規模」の概念的分離にあり、「大中小地主」と「大中小農」を区別したことにある。つまり、土地を所有する面積の大小と農業経営の質や規模を概念的に分けることにより、北海道において大きな社会問題となっていた大地主と小作人の対立を土地所有制度の問題として議論し、他方、大中小農の経営規模の問題とを分離するという作業を行った⁹。

その上で、農業経営の規模に関しては「大農」「小農」の得失を議論しつつ、「大中小農」のバランスが崩れれば、共産主義あるいは圧制政府が生まれ、このバランスを取るのが「中農」であると結論づけている¹⁰。高岡は「多数地主は不在主義なれば本道農民の粒々辛苦して納めし小作料は或は東都の花庭に化し或は府県譜州月夜の観に供せられ本道の拓殖上に功績を及ぼす所少なきは痛歎の次第なり」¹¹として、北海道の開拓に悪影響を及ぼしている大地主に対して、ドイツのシュタイン、ハイデルベルヒの農政改革を参照しつつ「小作制度の撲滅破壊に全力」をあげる必要を説いている。

また土地所有の問題については、1912年に出版された『農業政策（一）』において、土地の分配の程度が国の盛衰や文化の発達に重大な影響を与えると述べた上で、大地主の手に土地の大部分が渡ればその弊害は大きく、小地主が多数になりすぎると文化の進歩が遅く、政治上社会上の危険分子が生まれるとして、大中小地主がバランスよく存在し、大小地主の中間に存在する中地主が両者をよく連絡することで、秩序ある社会的進歩となる¹²とまとめている。

こうした高岡の理論は、横井（1994）において階層間格差に対する「分配的正義」としての政策と位置づけられており、「大中小農」と「大中小土地所有者」がバランスよく存在し、大中小の均衡を理想とする社会観に基づき、理想状態を実現する鍵的存在としての「中農」の維持・創出策こそが高岡の社会政策であり農業植民論であった¹³とまとめられている。しかし北海道の内国植民地的な発展に始まり、満州や朝鮮、樺太の植民地経営と北大植民学の関係を見渡した場合、高岡理論を社会政策としての側面を理解するだけでは不十分である。次章において、高岡熊雄の植民論の背景となった19世紀末のドイツ社会政策学会と高岡の『普魯西内国植民制度』（1906年）を検討することから、高岡理論のもう一つの側面について論じる。

2章 ドイツ社会政策学会と内地植民

1. ドイツ社会政策学会と農業恐慌

19世紀末のヨーロッパでは、交通革命によって新大陸、ロシア、インドなどから安価な穀物が流入し、穀物価格が下落し深刻な農業恐慌を引き起こしていた。プロイセンにおいても価格競争によって穀価は暴落し、農民層の経済的な困窮が深まる一方、特に東エルベのユンカー経営の農場においては労働者不足が問題となる。東エルベの農民離村は、ユンカー経営が確立された1850年代から増大し、全ドイツ規模での農民離村の大きな流れを形成していた。ドイツの産業化の過程において、西ドイツでは零細農耕のもとでの過剰人口が存在し、他方、東ドイツでは事実上半農奴制的な形態において農民層が存在し、その低劣な労働条件からの解放を求める莫大な人口を累積していた。これらの人口が、産業革命の進展にともない急速に労働力として工業に吸引され、19世紀末においてはドイツ東部から、農業労働者を中心とする巨大な人口移動が起っている。こうした人口流出の先は、北米を中心とする海外移住か、ドイツ中西部での工業労働、もしくは「ザクセン渡り」と呼ばれるエルベ以西の甜菜栽培地への農業出稼ぎ労働、であった¹⁴。こうした深刻な農業問題が現前するなか、ドイツ社会政策学会においても1880年代には農業問題が大きくとり上げられる。

農業問題をめぐる社会政策学会の論争は、農業恐慌に対応するための関税保護の是非を最大の係争点として展開された。この政策論争は、農業危機を穀策から畜産への転換および遅れた農業経営の整理・淘汰の絶好の機会と考えた自由貿易派と、既存の国策と農業経営の維持のために、高率保護関税要求を中心としつつ、国民経済の土台たる農業を、近代的流通・信用経済の展開から遮断しようとする主農派＝保護関税派との「正面きった激突」¹⁵として行われた。こうした学会の動向に大きな影響を与え、農政論の基本的な方向を形作ったのが、高岡がベルリン大学で師事することとなるグスタフ・フォン・シュモラーを中心とするグループである¹⁶。シュモラー自身は、経済政策については自由放任主義的な立場を取っていた人物であるが、1870年代半ばには保護関税を容認する発言を行い、1880年代に入ると農業恐慌に対する打開策として「内国植民政策」を積極的に推進する役割を果たすようになる¹⁷。

シュモラー派の基本的な理念は、自作農を中核とする安定的な農村社会構成の形成にあった。シュモラー的理念にたつ農政学者は、自作農を中核とする土地所有分布を理想とし、過小農の比率が過大であったり、大所有地が支

配的であったりする状態、とりわけ農業労働者の増大を「病的な状態」と考え、その健全化を図ることで農業問題を解決しようとするところに特徴があった。

社会政策学会において内地植民政策がはじめて取り上げられたのは、1886年のビスマルクによる内地植民法の発布の年であった。この年の大会では、シュモラー自身も報告者のひとりとなって、内地植民政策を支持している。1890年代に入ると、穀物の国際価格の下落や農業労働者の流出など、ユンカー経営が危機の様相を帯びてくるなかで、内地植民政策は社会政策学会における農政論の最も重要なテーマとなる。そして学会内部で内地植民政策に熱意を持っていたのは、シュモラー派とマックス・ウェーバーであった¹⁸。

2. 19世紀末のドイツ内地植民法の制定

ドイツにおいては、フリードリッヒ大王の時代に行われた内地植民や、近世を通じてグーツヘルシャフト体制の下で行われてきた内地植民の歴史があるが、本節では高岡が主な研究対象とした19世紀末から20世紀初頭に行なわれた内地植民政策について、以下の4つの法律、「ドイツ民族植民促進法」（1886年）、「地代農場法」（1890年）、「地代農場促進法」（1891年）、「地代農場及び植民農場における一子相続法」1896年について論じる。

1886年の「ドイツ民族植民促進法」では、条文において主として東部国境地域におけるスラブ系の農民の進出を阻み、東部地域のドイツ化をはかるという目的が唱えられており、宰相ビスマルクによる対ポーランド人の民族政策という側面が強い。この政策は、民族問題が特に先鋭化していた地域、ポーゼン、西プロイセンの二州のみを対象としており、具体的な施策としてはポーランド人が所有する農地を、農林局外局の植民委員会を通じて邦が買収して、農地を分割したうえで、植民農場としてドイツ農民に払下げるというものであった。同年の1886年には社会政策学会において内地植民政策がはじめて取り上げられ、『近代資本主義』の著者であるゾンバルトの父親アントン・ルートヴィヒ・ゾンバルトが内地植民に関する主報告を行い、これに続いて先に述べたシュモラーによる内地植民を積極的に評価する形での総括的補助報告が行われている¹⁹。

これに対して、1890年の「地代農場法」、1891年の「地代農場促進法」ではプロイセンの全土が対象とされ、ユンカーの所有地の一部を、「地代農場」という形態で、農民・農業労働者に分譲するように斡旋が行われた。1886年の法律では、植民委員会がみずから土地の購入をするのに反して、1891年の法律による中央委員会は、地代農場設定の技術的、資金的斡旋をするだけである²⁰。こうした90年代以降の農業政策は、1890年に失脚したビスマルクのあとを継いだカプリヴィの新航路政策に応じて、可能な限りの農業保護を行いつつ、他方では農業構造自体の改革を基調とした。前者の例としては、実質的にはライ麦の輸出奨励制度である「輸入証制度」、外国人労働者の大量流入の認可であり、後者の例が内地植民政策である。1890年法においては、地代農場の設定に邦政府は積極的に干渉することはなかったとはいえ、大規模農場の部分的割譲による労働者植民を法律の効果として期待していた。農業恐慌のさなかにあったこの時期は、ユンカーの農場における労働力不足を確保する点から、内地植民がもっとも期待をかけられた時期でもあった²¹。

また1896年の「地代農場及び植民農場における一子相続法」は、1890年の「地代農場法」以降に設置された地代農場における土地規模の維持のために制定された。この法律で行われた農民相続法の改革は、相続による農地の細分化を防ぐために一子相続制を農民のあいだに一般化させることであり、過小農の増大に対する対抗手段として考えられたものである。先述の「地代農場法」及び「地代農場促進法」によって設立された、あるいは将来設立される地代農場はすべて、農場所有者の意志あるいは契約によらず、法律によって自動的に一子相続地とされ、また農場の分割、譲渡は該当地域の総務委員会の許可によって行われる。

こうした19世紀末に行われた内地植民事業の成果について、戦後の研究ではかなり否定的である。内地植民政策が農村人口の増加、自作農維持のために不可欠とした所有権の制限は、自由な土地所有をもとめる農民層からの反発を生んだ。1880年代～20世紀の初頭にかけて零細経営の農民が増加し、農民層の貧困化は一層進んだ。他方、ユンカー大規模経営農場は耕地面積の拡張から、農業技術の発達による質的拡張へと転じ、内地植民による定住型農業労働者よりも、外国人農業移民による季節労働へと需要が変化する。こうして古い農業労働力制度が破壊され、農業労働者層が都市ないしは工業部門へと流出する勢いを増すが、19世紀末のドイツ農業界の大きな流れに対して、内地植民政策はほとんど効果がなかった²²。こうした内地植民事業は第一次世界大戦後も継続され、一連の立法によっ

て戦傷者扶助・軍人遺族扶助、そして労働者への社会保障的な性格をもつようになる²³。

3章 大正期の社会政策学と高岡熊雄のドイツ内国植民研究

ここでは前章で検討したドイツ内地植民を日本に紹介した高岡熊雄『普魯西内国植民制度』（1906）の理論構造を検討すると同時に、内国植民論が高岡を通じて日本へ持ち込まれる際に、何が継承され、何が変容したのかを論じる。

1. 高岡熊雄『普魯西内国植民制度』における社会政策と民族政策

はじめに、『普魯西内国植民制度』の成立までの経緯について述べる。高岡の回顧録によると、1902年（明治35）の秋、台湾民政長官の後藤新平が新渡戸稲造とともに欧米視察の途中にベルリンに到着した。後藤や新渡戸がベルリンに立ち寄った目的は、プロイセンが国内の異民族であるポーランド人に対する政策を実際に視察することであり、高岡によると、これはまさしく「台湾における異民族統治の参考資料に供するため」²⁴であった。こうした経緯から、高岡は後藤一行の視察に加わった後、ポーゼン及び西プロイセンの二州においてプロイセンが実施していた「国家的内国植民政策」（1886年法による事業）を独自に調査し、後藤の帰国に伴い「プロイセン王国に於ける国家的内国植民制度」と題する論文を送っている。

また、翌1903年にのちの札幌市長となる兄の高岡直吉が来独した際には、北海道開発政策の参考にするための視察として、再びポーゼン、西プロイセンを調査に訪れ、加えてブランデンブルク、ポンメルン、ハノーヴァーの三州における「私人的内国植民事業」（1890、91、96年法に関連する事業）についても案内、調査している。さらには、内国植民事業を営利的に経営する機関として、ベルリン市にある土地銀行についても詳しく調査を行っていた。こうした高岡の調査研究は、そのまま『普魯西内国植民制度』における章構成となっており、同書は同時代のプロイセンにおいて進行しつつあった内地植民事業についての詳細な調査報告書となっている。

本書では「国家的内国植民」と「私人的内国植民」、「営利的内国植民」の三つの植民制度が紹介され、前二者の法制度や事業紹介、植民の手続きや方法、規模、成績、植民機関や国家の補助を中心に論じられている。高岡の「内国植民論」は、土地の獲得から移民の募集、そして植民地への入植までの過程を具体的に紹介した、人口移動を通じた植民地経営論であった。こうしたドイツ内地植民への関心の背景には、北海道の拓殖、台湾の統治、満韓の経営、そして1905年ロシアから割譲を受けた樺太など、日本植民地の範囲の拡大とともに、新たな植民地に対して植民地統治を行なう際の指針とするためであった²⁵。また、1章で述べたように大地主が跋扈し小作争議が多発する結果となった北海道拓殖事業の経験から、高岡は内国植民論を日本国内の農政に対する打開策（社会政策）としても位置づけていた。近代国家の政策として「内国植民」を行っている例として、ロシア、デンマーク、ハンガリー、イタリアが挙げられているが、とりわけイギリスの内国植民法制が重要な前例としてページを割かれている²⁶。

高岡のいう「国家的内国植民」とは、国内における土地の分配が正しくなく、国民全体の福利を害し、国家の存立を脅かす場合に行う政策である。この方法でもっとも有効なものは国有地を分割、もしくは大土地所有者から土地を買い上げて行うものであり、具体的には、ビスマルクの1886年法を指す。これに対して、「私人的内国植民」とは、国家が法律を制定し、植民事業を実施し、さまざまな経済的、技術的な補助を行い、個人或いは団体が行うものであり、国家は強制的な手段をとらず当事者の自由の所為に放任するものとしており、具体的には、1890年法、1891年法、1906年法を指す。19世紀末に行われた二種類の内地植民であるが、高岡は「私人的内国植民」については、団体や個人の自由行為によってこれを行う場合、その目的を達することは困難であるとした上で、「国家的内国植民」を推奨している。

前述した内地植民に対する民族統治政策と社会政策という二つの側面での関心は、内国植民論の二つの背景として論じられている。民族政策的な背景とは、当時のドイツをドイツ民族とポーランド民族の「民族的競争」として捉えた上で、18世紀に3度のポーランド分割を経て獲得した土地（西プロイセン、ポーゼンなど）における同化政策の失敗である。プロイセン政府はポーランド領土を獲得後、新領土において他の州と同等の教育制度、地方自治制度、兵制を施行し、国民教育の普及をはかった。しかしこうした教育がかえってプロシアへの敵愾心をはぐくみ、またポーランド語で布教するカトリック司教勢力の影響も強く、同化政策は難航したと高岡は指摘する²⁷。こうし

た同化政策路線を変更したのがビスマルクであり、ポーランド人の勢力を打破しドイツ民族の増殖をはかるために制定されたのが1886年の植民促進法であった。

もう一方の側面である社会政策的な背景は、18世紀までの歴史を通して形成された封建制の下での領主と農民という二階級の隷属的な関係であり、東エルベにおいて特に顕著であった。農場領主制の下での領主と農民の隷属関係は、農業技術の発達を阻害する大きな障害であって、領主と農民の隷属的な封建的關係は、経済的自由主義思想が欧州に広がる下で培われていたとしている²⁸。

高岡やシュモラーの視角においては、東エルベの窮状の根源は、ユンカー経営そのものではなく、むしろ「農奴解放」以来の自由主義的土地政策、均分相続制と土地取引の自由などドスタイン、ハイデルベルヒの農地改革に見出されたのであった。そこで新たに打ち出された土地政策は、人口と土地の再結合、そのための土地所有の固定化を志向することとなる²⁹。

上記の議論を整理すると、高岡が参照する19世紀末に行われた政策では、「民族政策」的側面は「国家的内国植民」に対応し、国家が他民族の所有する土地を買収し入植者に払い下げる、他方、「社会政策」的側面は「私人的内国植民」に対応し、個人や団体により植民が行われ、国家は植民機関の補助に留まる、となる。高岡が明確に述べているように、ドイツ内国植民論は、対スラブ人種のための民族政策と、中小農の再興を通じての国内農政改革を目的とする社会政策という二つの側面があり³⁰、後者のみをもってシュモラー派と高岡との理論的同一性を論じる横井(1994)の理解³¹では、高岡の内国植民論の重要な側面である民族政策が落ちてしまい、その後の日本帝国内への植民論との連続性を考察するときに齟齬が生じるのではないか。

2. 内国植民論の受容と展開

1904年12月にドイツ留学から帰国した高岡は、新渡戸稲造と共に台湾総督府の民政長官だった後藤新平の下を訪れている³²。後藤の台湾統治政策については近年多くの研究がなされているが、後藤の『国家衛生原理』(1889)や『衛生制度論』(1890)を西欧ポリス論の系譜に位置づけた上で、台湾統治と関連させて論じるものが多い。後藤による台湾統治は、統治コストの削減や、アヘンや樟腦の専売制、糖業の産業開発などの政策と同時に、近代化のもとに医療や衛生、都市計画などのインフラ整備を進めることであった³³。これは後藤の植民地政策が単純な政治的な支配と被支配の関係ではなく、むしろ植民地の「人々の<生>を基本的対象とし、その「欲求」に積極的に働きかけ、「幸福」へと至らしめる技術の総体」³⁴として成り立っていた。

高岡は台湾滞在中に統治政策や産業政策を調査した上で、後藤に報告書を提出している。高岡の報告によれば、統治後10年を経た台湾は母国からの経済的支援に依存せず財政的な独立に至り、新しい時期に入った台湾統治政策の急務として、「人民の鎮撫」と「農林業を中心にした産業開発」を提案している。前者については、「内地府県よりの移住民に於てをや此等の不良の徒を懲膺し不忠の民を平げ四民をして其堵に安ぜしむ」³⁵とあるように、言語や風俗を異にする異民族の統治に内地からの植民を示唆している。また後者についても、農業開発を目的とする灌漑施設の整備や未開地の耕作のための労働力の植民を示唆しているが、賃金や生活水準の低い台湾本島人との競争のため困難だとしている³⁶。台湾への農業移民は早期の段階で失敗し、その後は台湾への農業移民の議論自体が消滅していく³⁷。後年の高岡の論考「何ぞ北海道に移住せざる」(1914)においても、1913年に東部花蓮港台東地方への250戸の植民の後に台湾植民が中止となった述べた上で、農業植民地として満州や樺太の将来に期待を置きつつ、朝鮮と北海道への植民の重要性が論じられており、台湾は植民先に入っていない³⁸。

一方、北海道において高岡の内国植民論は北海道第1期拓殖計画(1910～1926年)のなかで、国有地の分割と国内からの開拓移民の入植政策として、実施されている。1909年(明治42)に穀物検査に関する規定が設けられて以降、地主・小作間の矛盾はさらに激化し小作争議が本格化していた。高岡の問題意識が、土地所有の面積と農業経営の規模の大中小の均衡にあったことはすでに述べたが、小作争議が激化するなかでも、農村問題の原因を土地の面積の狭少に求める問題意識に変化は見られない。

我が農界の疾病の原因如何余の診察する所に依れば我が農民一歳の労苦に対し其の収益の余りに少なきに在り農民の経営する土地の面積の余りに狭小なるに在り此の病原を根治するにあらずんば例とひ幾百幾千の医薬を

投与するも蓋し労多くして其に効少なからん³⁹

日本全国の小作争議の件数は、1918年を境に、1918年256件、1919年328件、1920年408件、1921年1680件と急増し⁴⁰、土地を基本的な生産手段とする農業において、地主・小作人間の土地所有をめぐる基本的な矛盾が顕在化したことにより、政府はこうした小作問題に対応する政策を迫られた。1920年には、小作制度調査委員会が設置され、小作法案や自作農創定法案、小作調停法案などの検討が始まる。こうして農村の社会政策のあり方が大きく問われた時期に行われたのが、日本社会学院の第九回大会「内地植民問題」である。まず「日本社会学院」の第九回大会は、大会テーマの意味をめぐる発表者間の認識の差異があらわになり、非常に混乱した場となったといっておこう。

開会の辞において佐野善作からは以下のような問いが発せられている。

北海道は内地植民であるか、台湾や朝鮮は内地植民であるや否や、若し台湾や朝鮮のも亦内地植民でありますならば、満州や薩哈噠列島は何植民であるか、其辺も明確にして戴きたいのであります。北海道は内地だけでも、朝鮮や台湾は内地と見ないと云うのは、どう云う根拠からそう云う説が出るのであるのか…⁴¹

これは植民地の定義をめぐって、「本国」と「植民地」の境界をどこにひくか、さらには「内国」を「植民地」と規定できるのかという微妙な問題を突いた質問であった。当時の内地の論壇においては、植民地統治における同化主義路線は批判にさらされ、さらには植民地支配の是非自体が争われた時期であったことから、「植民地」という言葉が持つ従属的な側面が問題化されていた。

これに対して、高岡は30年戦争後から第一次大戦後までのドイツ内国植民論の歴史を論じながら応答するが、佐野の質問にあったような北海道、もしくは現在旧植民地と呼ばれる諸地域について「植民地」として規定するか否かという問題に関しては、答えなかった。また発表の冒頭で、植民地の問題と内地の社会政策の両方を扱う用語としての「内国植民」を放棄し、社会政策的な面に限定をした上で⁴²、前述の『普魯西内国植民制度』以後の時期についてドイツ内国植民の状況を補足しつつ、日本においては大農の代わりに大地主の土地を分割することで「内国植民」を行い、中小農の設置を促進することから「地主対小作人問題も根本的に解決するを得る」としている。また、食糧問題に関しても、「此使命を果す為に自作農と小作農とを較べたならば、自作農はより集約的に農業を経営しより多くの生産を挙げ、より多く社会的に尽くすものであると思う」として、自作農の設置と集約的な農業への経営転換によって食料問題解決への展望を語るにとどまっている⁴³。

高岡は北海道（内国植民地と規定していたであろう）と日本の外地植民地について、土地の不平等な分配とその原因としての地主制には、明治末期以降の社会運動の影響もあり批判的な視点を持っていた⁴⁴。しかし、他大学の植民政策学に較べて、植民地統治の側に限りなく近い北大植民学と高岡のポジションゆえ、植民地統治自体に対しては、批判的にはなりえなかったと思われる。

日本社会学院での討議に見られるように、「植民」または「植民地」という言葉が持つ「支配」／「従属」の側面の回避や、大正期以降の内地植民を「社会政策」として読み替え、小農や小作人の保護を強調していく流れは、こうした高岡のポジションを良くあらわしている。

まとめ

ここまで検討してきたように、高岡がドイツ留学時に学んだドイツ内国植民論は、民族政策に対応する国家的内国植民と、社会政策に対応する私人的内国植民があった。しかし、台湾への農業植民の失敗によって異民族政策としての側面は欠落し、同じ国家的内国植民でも、北海道において大規模に行われた国有地の分割が行われたのみである。こうした国内植民の実情を反映しつつ、定義しなおされたのが日本社会学院における「社会政策」的側面の強調であり、植民地問題からの回避であった。

注

- 1 「辺境」概念と「内国植民地」概念をめぐる北海道史研究者のなかでの論争とその評価については、小松（1990-92）、永井（1996）、桑原（1994）、今西（2009）を参照。明治期の北海道開拓論やドイツ史研究では「内地植民」の用語が使われる傾向があるが、本論では高岡の植民学の用語として「内国植民」を使用する。桑原（1982）においては、近代北海道における「内国植民地」の要素として、①アイヌ民族への同化政策、②開拓促進のための強制労働や北海道移民、③政治的・行政的側面での「内地」との格差、④教育政策での落差、の4点が論じられている。こうした「内国植民地」の要素が、1920年前後まで完了される法制上の内地化の過程でどのように変容したか、また戦後の北海道への連続性など、まだまだ議論すべき点は多い。
- 2 西川（2006）においては、アメリカ合衆国やラテンアメリカにおいて発展した「国内植民地主義」（Internal Colonialism）から影響を受けており、同じ“Internal Colony”という用語を、植民学における「内国植民地」と区別するため、「国内植民地」としている。また戦後のアメリカ合衆国における「国内植民地」概念の系譜については、Hechter（1999）を参照。
- 3 高岡の農政学に関する研究は、大沼（1984）、太田原（1992）を参照。七生（1975）では、北海道農業の再編成期における北大農業経営研究の動向として、高岡の『農政問題研究』が触れられているのみである。「例えば「フォン・デア・ゴルツの農業経営学やプーヘンベルガーの農政学まで全訳された」と伝えられているが、今日、われわれが手にすることのできる農業経営関係の著作はほとんど皆無に近い」（七生 1975、p.12）
- 4 田中愼一（1982）、pp.580-602
- 5 竹野（2003）
- 6 井上（2003）、p.121
- 7 井上（2003）では、佐藤昌介の植民論の問題点として、小作問題に関してほとんど批判的な視点がないことが挙げられ、その一因として佐藤自身が土地の払下げによって大農場を入手し大地主となっていた点が言及されている。また佐藤の海外植民論は、こうした地主・小作の対立を対外政策によって覆い隠すために唱えられたものとも評価されている。
- 8 札幌農学校は、1907年9月に東北帝国大学農科大学に改編され、1918年には北海道帝国大学に改編されている。農政学植民学講座は、1924年に農政学講座と植民学講座に分離し、前者を高岡が、後者を上原轍三郎が担当した。高岡が引き続き担当した農政学講座は、1936年に中島九郎に引き継いでいる。（竹野 2003、p.176）
- 9 「土地所有」と「経営」の概念上の分離によって「そのために「大中小農」の中に地主と小作が混在させられることになったのは、高岡の小作制度批判と矛盾すると言わざるを得ない」（p.4）という横井（1994）の指摘があるが、「土地所有規模」と「農業経営規模」のそれぞれのバランスと適正を論じる高岡理論においては、あくまでも「理論上」において矛盾はないと思われる。
- 10 高岡（1900）、pp.76-77
- 11 高岡（1900）、p.4
- 12 高岡（1912）、pp.74-77
- 13 横井（1994）、pp.2-5
- 14 福永（1959）、pp.125-127
- 15 田村（1993）、p.203
- 16 大河内（1936）。田中（1959）によると、社会政策学会の農政論の主流を占めていたのがシュモラー派であり、これに対してユンカーのための国家社会主義的構想を持つワグナーや、徹底した近代主義者のプレントナーが対立軸を形成していた。
- 17 田村（1993）、p.197
- 18 田中（1959）、p.9
- 19 田村（1993）、p.214
- 20 田中（1959）では、シュモラー派は、むしろ 1890 年、91 年の法律にそった形で政策を推進しようとし、ミアスコウスキイやゼーリングも、民族問題の視点からよりはむしろ、社会政策的視点から内地植民の重要性を論じたとされている。（pp.8-13）
- 21 福永（1959）、pp.145-147。「いずれにせよ、内地植民政策は、土地政策の旋回、つまり新装の永小作制たる定期金農場により、強制的画一的な農地解放政策としてでなく、負債と労働者不足にあえぐユンカー的土地所有の私的な部分的割譲による救済をねらいながら、自作農農民層を中核とする社会的中間層を東エルベにおいて創出、維持し、あわせて土地持労働者層形成をも奨励するいわゆる「間接的自作農創設政策」として進行したのであった。」
- 22 こうした内国植民政策の評価について、東（1961）では、かえって社会政策の失敗こそが当時の「内地植民政策の本質」を示すものと指摘している。
- 23 第一次世界大戦前後の内国植民論については、加来（2003）、クレム編（1980）、松（1951）などを参照。
- 24 高岡（1956）、p.81
- 25 高岡（1906）、p.1

- 26 高岡 (1906)、pp.6-14。ここではイングランド及びスコットランドの内地植民法制として、宅圃法 (1882 年) と中小農地法 (1892 年) が、アイルランドに対する法制として、土地法 (1881 年)、小作人土地購入に関する法律 (1885 年、1891 年)、アイルランド土地法 (1885 年) が紹介されている。イギリスの内国植民に関する研究は、椎名 (1985)、Hecther (1999) を参照。
- 27 高岡 (1906)、p.46
- 28 高岡 (1906)、p.40
- 29 福永 (1959)、p.136
- 30 高岡 (1906)、pp.238-240
- 31 横井 (1994)、p.12
- 32 高岡は後藤訪問時に「普魯西内国植民制度」について講演しており、この後も台湾総督府の旧慣調査会ではドイツの内国植民に継続して研究され、数冊の報告書が出版されているが、台湾総督府でこうした関心を引き継いだのが札幌農学校出身で同じくドイツに留学した東郷実である。
- 33 野村 (1999)、pp.23-24
- 34 白水 (2004)、p.278
- 35 高岡 (1906b)、p.6
- 36 高岡 (1906c)、p.7
- 37 竹野 (2003)、p.173
- 38 高岡 (1914)、p.391
- 39 高岡 (1914)、p.389
- 40 沢村 (1932)
- 41 『日本社会学院年報』第九巻、p.532
- 42 「実はインネレコロニザチオンを植民と称するのが第一間違いを起し易い、植民政策上より申しましたならば、内地植民は植民では無いのであります、今日用いられて居る内地植民は植民政策上の議論ではなく社会政策或いは農業政策上の問題であります。』『日本社会学院年報』第九巻、p.550
- 43 同上 p.574。高岡の人口論については農村過剰人口の立場をとっており、この日の議論において建部遯具の質問へ以下のように答えている。「私自身の考では、今日有馬さんの御話もありましたけれども、農村の人口をもう少し減らしたいと云う考を持って居ります。工業なり或は商業なりを盛んにして、其方へ農民を御使下さいと云うのが私の不断の主張であります。唯だ北海道に於きましては、現在大きな土地の所有者が未だ充分に之を開発しないものがありますから茲には独逸でやって居るような事をやったら段々農村に人口が増殖致します又府県における未開地の開発の場合も亦然りであります。」(p.696)
- 44 竹野 (2003)、p.181

参考文献

- 今西一 2009 「国内植民地論・序論」『商学討究』60 (1)、pp.1-20
- 井上勝生 2003 「札幌農学校と植民学－佐藤昌介を中心に－」『北大百二十五年史 論文資料編』
- 大河内一男 1936 『独逸社会政策思想史』日本評論社
- 太田原高昭 1992 『北海道農業の思想像』北海道大学図書刊行会
- 大沼盛男 「北海道農業論の展開と課題－戦間期を対象に」、湯沢誠 (編) 1984 『北海道農業論』日本経済評論社
- 加来祥男 2003 「第 1 次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助 (2)」『経済学研究』、70 (23)、pp.227-256
- 桑原真人 1982 『近代北海道史研究序論』北海道大学出版会
- 桑原真人 1994 「北海道の経営」『岩波講座日本通史 16』岩波書店
- 小松善雄 1990-92 「現段階の辺境・内国植民地論についての考察 (上) (中) (下)」『オホーツク産業経営論集』1 巻、pp.4-15、2 巻、pp. 21-51、3 巻、pp. 47-76
- 酒井哲哉 「『帝国秩序』と『国際秩序』－植民政策学における媒介の論理」、酒井哲哉 2007 『近代日本の国際秩序論』岩波書店
- 沢村康 1932 『農業土地政策論』農山漁村文化協会
- 椎名重明 「19 世紀末イギリスの土地公有思想」、日本土地法学会 1985 『ヨーロッパ・近代日本の所有概念と土地公有論』有斐閣
- 白水浩信 『ボリスとしての教育』東京大学出版会、2004
- スーザン・P・シャド (川合隆男・大淵秀雄訳) 1987 『ドイツ・ワイマール期の社会調査』慶応通信株式会社
- 高岡熊雄 1900 『北海道農論』裳華書房

- 高岡熊雄 1906a 『普魯西内国植民制度』台湾日日新報社、台北
- 高岡熊雄 1906b、「台湾産業概見」『大日本農会報』295、pp.5-9
- 高岡熊雄 1906c「台湾農業会の急務」『中央農事報』75、pp.6-9
- 高岡熊雄 1912『農業政策（一）』寶文館
- 高岡熊雄 1914「何ぞ北海道に移住せざる」、野依秀一編『財政経済と生活問題』実業之世界社
- 高岡熊雄 1956『時計台の鐘』楡書房
- 竹野学 2000「人口問題と植民地：1920・30年代の樺太を中心に」、北海道大学経済学部『経済学研究』50（3）、pp.117-132
- 竹野学 2001「植民地樺太農業の実体：1928～40年の集団移民期を中心として」『社会経済史学』66（5）、pp.83-115
- 竹野学 2005『樺太農業と植民学 - 近年の研究動向から』札幌大学経済学部附属地域経済研究所
- 竹野学 2003「植民地開拓と「北海道の経験」- 植民学における「北大学派」」『北大百二十五年史 論文資料編』
- 田中彰 2000『北海道と明治維新 - 辺境からの視座』北海道大学図書刊行会
- 田中愼一 1982「植民学の成立」『北大百年史』ぎょうせい、pp.580-602
- 田中真晴 1959「ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景」『経済論叢』83（3）、pp.147-168
- 田村信一 1993『グスタフ・シュモラー研究』お茶の水書房
- 田山輝明 1968「内地植民問題を通じて見たドイツ民法施行法の一側面」『早稲田法学会誌』19、pp.49-120
- 永井秀夫 1996「辺境の位置づけについて - 北海道と沖縄」『北海学園大学人文論集』6
- 永井秀夫 2007『日本の近代化と北海道』北海道大学出版
- 七戸長生 1975「北海道農業の「再編成期」における農業経営研究の特色」『農業経営研究』2、pp.61-99
- 西川長夫 2006『〈新〉植民地主義論 - グローバル化時代の植民地主義を問う』平凡社
- 日本社会学院 1921-22『日本社会学院年報』第九卷
- 野村明宏 1999「植民地における近代的統治に関する社会学」『京都社会学年報』7
- 馬場哲 1988「東部ドイツ農村工業展開の歴史的前提 16～18世紀内地植民の意義」『土地制度史学』30（4）、pp.31-41
- 東敏雄 1961「ドイツにおける中小農創設政策の展開—19世紀80年代より第一次大戦までのいわゆる内地植民政策の実態」、『研究年報 経済学』60
- フォルカー・クレム編（大藪輝雄、村田武訳）1980 [1978]『ドイツ農業史 プルジョアの農業革命から社会主義農業まで』大月書店
- 福永健 1959「帝政ドイツにおけるユンカー経営とプロイセン内地植民政策」『商学討究』25
- 藤瀬浩司 1967『近代ドイツ農業の形成』お茶の水書房
- 松俊夫 1951「ワイマール共和制に関する一考察—内地植民政策を中心にして」『歴史学研究』151
- 横井敏郎 1994「高岡熊雄の農政・植民論」『札幌の歴史』26、pp.1-15
- Hechter, Michael 1999[1975] *Internal Colonialism : the Celtic fringe in British national development* . New Brunswick, N.J. Transaction Edition.

Internal Colonization and Social Policy in the Theory of Takaoka Kumao: The Debate about German Internal Colonization Studies at Hokkaido Imperial University

BANSHO Kenichi

Abstract:

Takaoka Kumao was a scholar of colonial policies who formulated an academic system of colonial policy, first, at Sapporo Agricultural College and, then, at Hokkaido Imperial University. This paper considers the internal colonization theory of Takaoka Kumao from the perspectives of social policy and ethnic policy. First, the paper describes the colonial policy course at Hokkaido Imperial University, tracing its lineage from Sato Shosuke, who held the first chair of colonial policy at Sapporo Agricultural School, to Takaoka Kumao. Second, using Takaoka's work *The System of Internal Colonies in Prussia*, the author shows that there is both an ethnic policy aspect and a social policy aspect to internal colonial theory. Third, using a controversy between Takaoka and Inada Shunsuke in the sociological society Nihon Syakai Gakuin, it is argued that internal colonial theory improved in the Taisho era.

Keywords: Takaoka Kumao, internal colonization, social policy, chair of colonial policy at Hokkaido Imperial University, population problem

北大植民学における内国植民論と社会政策論 ——高岡熊雄のドイツ内国植民研究の再検討——

番 匠 健 一

要旨:

本稿では、戦前の札幌農学校から北海道帝国大学にいたる北大植民学を体系化した高岡熊雄の内国植民地論について検討した。高岡理論は、自作農を中心とする土地所有面積や農業経営規模の均衡を理想とする社会政策として理解されてきたが、本稿においては高岡の『普国内国植民制度』（1906）をドイツ社会政策学やプロイセンの内国植民政策と関連づけて検討することから、内国植民論における社会政策的な側面と民族政策的な側面を確認した。高岡の内国植民論は、植民地の経営に関わる法制と植民機関の整備、土地の獲得から移民の募集、植民地への入植までの過程を具体的に紹介する植民地経営のプログラムであり、異民族政策に対応する「国家的内国植民」と、社会政策に対応する「私人的内国植民」があった。こうしたドイツ内国植民論日本に移入される過程の検討から、民族政策的な側面の欠落と社会政策的な側面の強調、そして日本の植民地政策への接続を論じた。

